

申告書確認表【留意事項】

平成31年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

| 項目 No. | 確認内容 | 留意事項 | |
|--|--|---|--|
| | | | |
| 国外関連者に関する明細書 別表十七(四) | 86 国外関連者との取引がある場合、取引がある全ての国外関連者の名称、当該国外関連者の直近事業年度の営業収益等及び国外関連者との取引状況等について記載していますか（取引には対価の授受がないものも含みます。）。 | 左記の記載がない場合には、移転価格上の問題の有無を正しく判定できず、その結果、所得金額の計算に誤りが生じることがあります。 | |
| P L - B / S ・ 勘 定 科 目 内 訳 明 細 書 | 評価損等 | 87 有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四で加算していますか。 | 資産の評価損を計上するに当たっては、物損等の事実や法的整理の事実が生じているかを確認する必要があります。 |
| | 役員報酬手当等及び人件費 | 88 申告書に添付した役員報酬手当等及び人件費の内訳書の「事前確定届出給与」欄に記載された金額は、事前確定届出給与に関する届出書に記載した金額と一致していますか。 また、確定した数の株式又は新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額として損金の額に算入する金額は、交付決議時価額と一致していますか。 | 所轄税務署へ届け出た支給額と実際の支給額が異なる場合には、実際の支給額の全額が損金の額に算入されません。 |
| | 89 業績連動給与の額を損金の額に算入している場合、非同族会社又は非同族会社による完全支配関係がある同族会社に該当していますか。 | 平成29年度税制改正により、同族会社であっても、非同族会社による完全支配関係がある同族会社が支給する一定の業績連動給与の額は、損金の額に算入されることとされています。 | |
| | 90 役員に対する給与（使用者兼務役員に対する使用者職務分を除きます。）の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないものの額を別表四で加算していますか。 | 他社から出向者を受け入れ、当該出向者が自社で役員となっている場合で一定のときには、自社が他社（出向元法人）へ支出する当該役員に係る給与負担金の支出を自己における当該役員に対する給与の支給として、左記の内容を確認する必要があります。 | |
| | 91 税務上使用者兼務役員になれない役員（専務取締役、常務取締役、監査役等）に対する給与の額を、「使用者職務分」欄に記載していませんか（その役員に対する給与の額が専務取締役等就任前の使用者職務分に対する給与の額である場合を除きます。）。 | 左記の役員以外にも、非常勤役員は常時使用者としての職務に従事していないことから、使用者兼務役員になることはできません。 | |
| | 92 「使用者職務分」欄に金額の記載がある場合、使用者としての職制上の地位（部長、工場長等）を「役職名担当業務」欄に記載していますか。 | 総務担当取締役、経理担当取締役等のように、特定の部門の職務を統括しているだけでは使用者兼務役員になることはできません。 | |
| | 93 損金の額に算入されない租税公課、罰科金等の額を別表四で加算していますか。 | 租税公課及び罰科金以外に、裁判手続のうち刑事訴訟手続を経て外国又は外国の地方公共団体により課される罰金又は料料に相当するものについても、別表四で加算する必要があります。 | |
| 特別損失 雑損失等 | | | |